

役員利益相反防止規程

(目的)

第1条 本規程は、NPO 法人 Gift（以下「当法人」という。）の倫理規程第7条第1項に基づき、役員利益相反による弊害の発生を防止するため、役員自己申告、適正化のために必要な措置その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当法人の理事及び監事（以下「役員」という。）に適用する。

(役員親族等の排除)

第3条 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。

2. 役員の内には、次に掲げる者が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

- (1) それぞれの役員について、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族である者
- (2) 特定の法人の総数又は総額の100分の50以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係の役員若しくは使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と関係のある者

(就任時自己申告)

第4条 役員は、就任後に遅滞なく、自らが特定非営利活動促進法第20条各号に定める欠格事由（以下「欠格事由」という。）に該当する者でないことを、理事長に書面で申告する。

2. 前項、次条及び第6条の規定による申告を行う場合において、申告者が理事長のときは、コンプライアンス担当理事を申告先とする。

(兼職等自己申告)

第5条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に理事長に書面でその旨を申告する。

2. 本条及び次条に定める申告は、その申告事項が生じたときのほか、その早期発見のため、定期的に行うものとする。

(利益相反行為の制限及び自己申告)

第6条 役員は、原則として、別表に掲げる行為（以下「利益相反行為」という。）を行ってはならない。

2. 役員は、自身又は他の役員について、利益相反行為に該当する可能性のある行為又は状況を認知した場合は、事前に理事長又はコンプライアンス担当理事に対し、その旨を申告する。

(申告内容の確認等)

第7条 前3条の規定に基づく申告を受けた理事長又はコンプライアンス担当理事は、申告内容の確認及び調査を行い、その内容が欠格事由又は利益相反行為に該当すると認められるときは、監事と協議の上、理事会に付議する。

(支援対象団体の選定)

第8条 当団体が民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「法」という。)第21条第1項第2号の定めに基づき、活動支援団体(法第19条第2項第3号ハに規定される活動支援団体をいう。)として、支援対象団体(活動支援団体の支援先である団体又は個人をいう。以下同じ。)を選定するに当たっては、外部有識者を含めた審査委員会を設置し、審査を行う。

2. 前項の審査において、当団体の役員若しくは審査委員会の構成員が役員に就いている団体又は過去にこれらの者が役員に就いており退任後6か月間を経過していない団体については、選定の対象外とする。
3. 前2項において、理事長又はコンプライアンス担当理事は、その選定の状況が利益相反行為に該当すると認められるときは、監事と協議の上、理事会に付議する。

(理事会の決議)

第9条 前2条の規定により、欠格事由又は利益相反行為に該当すると認められる事項が理事会に付議された場合において、理事会は、次に定める対応のいずれかを議決する。

- (1) 申告内容の承認(ただし、法令に違反する内容について承認することはできない。)
 - (2) 特定非営利活動促進法第17条の4に定める対応
 - (3) 利益相反の防止又は適正化のために必要な措置の実施
2. 前項に定める議決について、当該申告内容の当事者その他特別の利害関係を有する者は、その議決に加わることができない。

(申告書面の管理)

第10条 本規程に基づいて行われた申告に係る書面は、事務局において管理する。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。ただし、理事会は、必要があると認めるときは、改廃の内容について監事の意見を事前に徴する。

附則

- 1 第5条第1項及び第6条第1項に定める事項(利益相反行為に該当しないものが明らかなものを除く。)で、本規程の施行日より前に生じたものについては、あらかじめ理事長又は理事会の承認を受けていた場合に限り、本規程に定める手続を正当に経たものとみなす。

2 本規程は、令和6年11月25日から施行する（令和6年11月25日理事会決議）。

別表 利益相反行為

1. 当法人が選定した支援対象団体又はこれになり得る団体（以下「支援対象団体等」という。）の役員又はこれに準ずる役職に就くこと。
2. 支援対象団体等又はその役員（これに準ずる役職を含む。）若しくは職員（以下「支援対象団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、支援対象団体等又は支援対象団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
3. 支援対象団体等又は支援対象団体等役職員から金銭の貸付（業として行われる金銭の貸付は、無利子又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
4. 支援対象団体等又は支援対象団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。
5. 支援対象団体等又は支援対象団体等役職員から供応接待を受けること。
6. 支援対象団体等又は支援対象団体等役職員と共に遊技又はゴルフをすること。
7. 支援対象団体等又は支援対象団体等役職員と共に旅行（当団体の業務のための旅行を除く。）をすること。
8. 支援対象団体等又は支援対象団体等役職員をして、第三者に対して第2号から第7号までにげる行為をさせること。